

**平成23年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会**  
**第1回 医療施設等部会 議事録**

1 日時：平成23年7月28日（木）午後3時30分～午後5時15分

2 場所：千葉市緑保健福祉センター2階 大会議室

3 出席者：

（1）委員

高橋和久部会長、小田攻副部会長、魚住弘久委員、大道正義委員、山田良治委員

（2）事務局

山口健康部長、小早川保健福祉総務課長、湯川保健福祉総務課長補佐、大木健康企画課長、鈴木健康企画課長補佐、本橋生活衛生課長、高田生活衛生課長補佐

4 議題：

（1）副部会長の選任について

（2）年度評価について

ア 千葉市休日救急診療所について

イ 千葉市斎場について

5 議事の概要：

（1）副部会長の選任について

委員の互選により、小田委員が副部会長に選任された。

（2）年度評価について

ア 千葉市休日救急診療所について

千葉市休日救急診療所の平成22年度の年度評価について、事務局からの説明の後、委員会の意見を審議した。

イ 千葉市斎場について

千葉市斎場の平成22年度の年度評価について、事務局からの説明の後、委員会の意見を審議した。

6 会議の経過：

○湯川保健福祉総務課長補佐 委員の皆様、先ほどは施設の視察のほう、お疲れ様でございました。

それでは、会議を始めさせていただきたいと存じます。

私、本日の司会を務めさせていただきます、保健福祉総務課の湯川と申します。どうぞよろしく願いいたします。

議事に入ります前に、お手元の資料をご確認させていただきます。

あらかじめですね、お机の上に次第と座席表、あと委員名簿、それと、部会の進め方、それから、このフラットファイルに入っております、こちらの資料をお配りしてございます。不足等がございましたら事務局へお申しつけください。

続きまして、本日の会議でございますけれども、本日は皆様ご出席でございますので、条例に定める定足数を満たしております、会議は成立いたしております。

また、本日の会議は、市の情報公開条例に基づきまして公開となっておりますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。

それでは開会に当たりまして、山口健康部長よりごあいさつ申し上げます。

○山口健康部長 健康部長の山口でございます。よろしくお願いいたします。

保健福祉局指定管理者選定評価委員会医療施設等部会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところご出席を賜り、まことにありがとうございます。また、斎場の視察に引き続きの会議ということで、大変お疲れのところ申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

日ごろから、保健福祉行政をはじめ、市政各般にわたりまして、多大なるご支援、ご協力賜わり、心から感謝申し上げます。

先日開催いたしました選定評価委員会においてご説明いたしましたとおり、保健福祉局が所管する公の施設のうち、指定管理者制度を導入している施設につきましては、今年度、指定管理者が昨年度行った管理等の事業に対しまして、年度評価を行うこととしてございます。

本日の医療施設等部会におきましては、現在不在になっております副部長をご選任いただきますとともに、休日救急診療所並びに先ほどご案内いただきました千葉市斎場における指定管理の年度評価ということをお願いしたいと思います。

財務状況や施設の管理運営等に対しまして、ご意見、ご提言等をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、豊富な経験と専門的立場から、ぜひとも建設的なご意見をいただきたいということを改めてお願い申し上げます。簡単でございますが私からのあいさつと代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○湯川保健福祉総務課長補佐 それでは、これより議事に入らせていただきます。

高橋部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○部会長 ただいまから、平成23年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第1回医療施設等部会を開会いたします。

#### (1) 副部会長の選任について

○部会長 それでは、議題(1)「副部会長の選任について」に入ります。

7月5日の委員会においても報告がありましたが、当委員会の委員であり、当部会の副部長でありました門山委員の辞任に伴い不在となっております副部長職について、千葉市公の施設に係る指定管理者の選任等に関する条例第11条第4項の規定に基づき、部会に属する委員の皆様のご互選により決定したいと思います。

委員の皆様、いかがいたしましょうか。

○委員 では、私のほうからご推薦させていただきます。

副部長には、門山前副部長の後任であらせられる小田先生を推薦したいと思います。

小田先生は親会のほうの副会長でもあられますし、法務等の幅広い知識をお持ちなので推薦させていただいた次第です。

○部会長 ほかにご意見はございませんでしょうか。

(発言なし)

○部会長 ほかにご発言がなければ、今、魚住委員さんから副部長に小田攻委員さんをとというご発言がありましたが、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○部会長 ありがとうございます。

それでは、小田攻委員さんに副部会長をお願いしたいと思います。

こちらの副部会長席に移動していただき、一言ごあいさつをお願いします。

○委員 一言、ごあいさつ申し上げます。

ただいま、皆様方の推薦により、このたび副部会長をすることとなりました。

皆様のご協力をいただきながら部会長を補佐して、円滑な会議の運営に努力したいと思います。よろしくお願いたします。

○部会長 どうもありがとうございます。

それでは、議題(1)「副部会長の選任について」は以上でございます。

## (2) 年度評価について

○部会長 続きまして、議題(2)「年度評価について」に入ります。

初めに本日の審査の流れ等について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○小早川保健福祉総務課長 保健福祉総務課の小早川でございます。よろしくお願いたします。それでは座って説明させていただきます。

まずは、お手元の資料、部会(年度評価)の進め方というものをごらんいただけますでしょうか。まず、この資料に沿いまして、部会の流れをご説明いたします。

まずは上から、施設の評価に係る資料の説明でございますが、これは施設の所管課のほうから指定管理者評価シートの内容を中心といたしまして、昨年度の指定管理者による管理の実績、業務の履行状況などについてご説明いたします。

続きまして質疑応答でございます。

こちらでは基本的には質疑のみを行っていただきまして、意見等につきましてはこの後、意見の協議の中でご発言いただきたいと思います。

続きまして、大きく囲っているところですが、選定評価委員会の意見に係る協議でございます。

ここでは大きく2つに分けまして、一つは指定管理者の財務状況。そしてもう一つは指定管理者による施設の管理、運営と、2つに分けてご意見をまとめていきたいと思ひます。

まず、指定管理者の財務状況でございますが、ここでは指定管理者の倒産、あるいは撤退等のリスクを把握するというこゝで、指定管理者の法人の財務状況、こちらに対する意見をいただきたいと思います。

協議の流れですが、まず初めに公認会計士であらせられます山田委員さんのほうからご意見をいただきまして、その後にほかにも委員さんからご意見をいただきまして、最終的に部会の意見として取りまとめていただきたいと思います。

続きまして、指定管理者による施設の管理運営に対する意見でございます。

ここでは、次年度以降の管理、運営をより適正に行うため、管理、運営のサービス向上や業務効率化の方策、あるいは改善を要する点、あるいは評価する点などにつきまして、ご意見をいただきたいと思います。

お手元の資料の資料1、休日救急診療所の平成22年度指定管理者評価シートの3ページをちょっとごらんいただけますでしょうか。こちらのフラットファイルのほうです。

ここでの協議の流れですが、意見の内容を整理しやすくするために、5の市による評価の履行状況の確認欄の大項目として、(1)市民の平等な利用の確保、施設の適正な管理、(2)施設の効用の発揮、施設管理能力、(3)の管理経費の縮減、というふうに項目が分かれておりますので、この項目ごとにご意見をいただいて、あと4番目として、またその他で何かほかの意見があれば、その意見もまとめていただくと。そういう流れで、少し項目を分けて、その管理運営につきまして、ご意見をいただきたいと思っております。

履行状況の確認欄に記載されております項目以外でも、ご発言があれば差し支えございませんので、忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

協議の流れといたしまして、まず委員の皆様からご意見をいただきまして、その意見ごとに、他の委員さんから文言の追加、あるいは変更等についてご発言をいただき、協議をしていただいて、意見の案を決定していくと。これを繰り返して当委員会としての意見を取りまとめていただくという流れで考えております。

なお、昨年度の第1回の委員会におきまして、部会の議決をもって委員会の議決とする旨の決定をしておりますので、今回、ご協議いただいた意見を、委員会として市に答申していくこととなります。

その意見につきましては、評価シートの指定管理者選定評価委員会の意見の欄に掲載されまして、ホームページ等で公表されることとなります。

部会の進め方につきましては以上でございます。

これらの意見を、施設ごとに取りまとめていきますので、まず初めに休日救急診療所、続きまして、先ほどごらんいただきました千葉市斎場、この順番で進めていきたいと思っております。

説明のほうは以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**部会長** どうもありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等ありましたらお願いします。

(発言なし)

○**部会長** 会議の進め方についてはよろしいですかね。

#### ア 千葉市休日救急診療所について

○**部会長** それでは、アの「千葉市休日救急診療所について」に入ります。

施設の評価にかかわる資料について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○**大木健康企画課長** 健康企画課の大木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

資料1-1をよろしくお願いいたします。指定管理者評価シートでございます。

初めに、1の基本情報でございますけれども、施設名は千葉市休日救急診療所。指定管理者は財団法人千葉市保健医療事業団。指定期間は平成18年4月1日から平成23年3月31日。所管課は健康企画課でございます。

次に、2の管理運営の実績でございますけれども、(1)の主な実施事業について、指定管理事業として3項目をあげております。

まず、診療所における診療業務等につきましては、実施期間は通年でございまして、概要といたしまして、日曜、祝日、年末年始の昼間、具体的には午前9時から午後5時までの救急患者に対する初期診療。それから毎週木曜日の寝たきり老人・心身障害者児への歯科診療を実施

しております。

次に、備品等保守管理業務につきましては、備品等の保守管理に関すること及び設備等の修繕に関することを実施しております。

次に、使用料及び手数料の徴収に関する業務につきましては、診療に係る治療費と、これは使用料に当たるわけですが、その使用料や証明書の発行に係る手数料の徴収を実施しております。

(2)の利用状況でございますけれども、平成22年度の利用者数は2万7,249人で、前年度比88.8%であり、減少しております。

これは、平成21年度にちょうど、新型インフルエンザの流行があったということで、この年は非常に患者数が多かったわけでございます。そういうことで、平成22年度は、ほぼ例年並みの患者数に戻っております。

なお、この利用者数は休日救急診療所の休日分の利用者数2万6,558人と寝たきり老人・心身障害者児の歯科診療の利用者691人とを合計したものでございます。

続きまして、(3)の収支状況でございます。

まず①の収入実績をごらんいただけますでしょうか。

B欄の計画額は、3億1,038万3,000円となっておりますけれども、備考欄に記載のとおり、実際の収入済額は年度協定を締結する際に若干の減額を行っております。数字がございましたように3億976万9,000円となっております。

次に、②の支出実績をごらんください。

A欄の決算額は人件費が2億706万4,000円。事務費が9,370万9,000円で、合計3億77万3,000円となっております。

基本協定書の第13条によりまして、経費の精算を規定しておりますことから、先ほど申し上げましたとおり、収入済額3億976万9,000円と支出の決算額、a欄でございますけれども、3億77万3,000円の差額でございます、899万6,000円につきましては、備考欄の記載のとおり、千葉市に戻入しております。

そういうことから、支出の決算額と収入の決算額は同額となり①の収入実績、A欄の決算額は3億77万3,000円となります。

したがって、③の収支実績は差し引きゼロ円となります。

続きまして、(4)の指定管理者が行った処分の件数及び(5)の市への不服申し立てについての実績はございませんでした。

続きまして、1枚めくっていただきまして、(6)の情報公開の状況でございます。

関係文書の公開状況につきましては、基本協定書、年次協定書につきましては、当該施設と市政情報室で公開しております。それから事業計画書、年次報告書等につきましては、当該施設等での公開に加えまして、ホームページ上でも公開して透明性の確保に努めております。

なお、文書開示の申し出はございませんでした。

次に、3の利用者ニーズ、満足度の把握でございますけれども、(1)の指定管理者が行ったアンケート調査につきましては、平成18年度の当初のときに、仕様書はございますけれども、仕様書に規定がなかったことから、アンケート調査を実施しておりません。

しかしながら、休日救急診療所の待合室に、診療所長への手紙というものを設置いたしまして、利用者からのご意見等を管理運営に反映できるよう努めております。

また、利用者からの苦情等につきましても、記録を残しまして適切に対応しているところでございます。

なお、(2)の市に寄せられた意見、苦情等はございませんでした。

次に、4の指定管理者による自己評価でございます。

1つ目といたしましては、管理運営に当たっては協定書の内容に基づき、適切に業務を執行することができました。

2つ目として、三師会との良好な関係により、医師、歯科医師、薬剤師の確保はもとより、看護師等のコメディカルにつきましても、確保に努め、診療体制を安定的に継続できた。

3点目といたしまして、医療安全につきましては、部門別のマニュアルの見直しを図り、カンファレンスの定時開催を通じ、非常勤職員にも周知を図った。

また、誤飲・誤嚥対応マニュアルを作成し、マニュアルの整備に取り組んだこと、以上3点を掲げております。

続きまして、3ページのほうをお願いいたします。

次に、5の市による評価でございますけれども、評価といたしまして、おおむね事業計画どおりの実績、成果が認められておりまして、管理運営が良好に行われたことからAといたしました。

所見といたしまして、1つ目といたしましては、医師等を適切に配し、安定した診療体制を提供できた。

2つ目といたしましては、年末年始等の患者増加時において、医師等の増員による診療体制の強化、それから臨時駐車場の確保など、患者に対する利便性を図った。

3つ目といたしまして、新たな取り組みとして、従来は廃棄するだけだった領収書の余白部分を利用し、診療後に容体が悪化した場合の連絡先等を記載し、診療後のアフターケアに努めたこと。これは特に高く評価できる。

4つ目といたしまして、各種マニュアルの見直しと、新たなマニュアルの作成を行うなど、医療安全の向上に努めたという点をあげさせていただきました。

また、5つ目の、次年度以降も必要に応じてマニュアルの見直しを行うなど、さらなる医療安全の向上について、要望させていただいたところでございます。

なお、新たな取り組みとして、領収書の余白部分に、患者に対しての情報提供ということで、ちょっとこれは説明だけではわかりにくいと思いますので、今お話しいたしますので、ごらんいただければと思います。

続きまして、履行状況の確認でございます。

(1)の市民の平等な利用の確保、施設の適正な管理。

その1、関係法令等の遵守。それで、大変申しわけございません、この中で、一部表示が消えているところがございますので、補足させていただきます。情報公開の備考欄でございますけれども、ちょっと読み上げますと、「財団法人千葉県市保健医療事業団情報公開規程に基づく運用を適切に実施している。開示」で、2段目のところで切れていると思うのですけれども、大変申しわけございませんが、開示「請求なし」ということを加えていただければと思います。

今、ご説明した関係法令等の遵守の情報公開のところと、それからその下にございます個人情報保護につきましては、指定管理者が定められた規程に基づき運営をされており、適切に実施されていることから2点といたしました。

次に、モニタリング等の実施の観点からでございますけれども、利用者の要望、苦情への対応につきましては、先ほどもご説明いたしましたように、診療所長への手紙により利用者からの苦情や要望を受け付けている。それによって適切な対応をしていることと、それから苦情につきましても、記録を作成し、適切に対応しているということから2点といたしました。

次に、自己評価の実施でございますけれども、管理運営について適切に業務を執行することができ、診療体制を安定的に継続できたとの評価を、おおむね妥当ということから2点といたしました。

市への報告、連絡調整につきましては、定期的な報告、連絡等が必要に応じて随時行われておりますことから2点といたしました。

続きまして、(2)の施設の効用の発揮、施設管理能力につきましては、まず、利用者サービスの向上の観点では、施設における患者増加時の対応、それにつきましては、診療体制の強化に伴いまして、これは年末年始とかゴールデンウィーク等でございますけれども、その際は診療室をふやしておるということから2点といたしました。

その他の患者増加時の対応につきましては、隣接いたしますグラウンド、運動広場がありますけれども、そこを借りまして駐車場を拡大し、その利便に努めたところありますことから2点といたしました。

それから、診療後のアフターケア、これは今、お返しした領収書の件でございますけれども、こういった余白の有効活用をみずからですね、工夫をいたしまして、診療後の容体が悪化した場合の連絡先などについて改善をされているということから、特に3点といたしました。

それから施設のホームページ開設につきましては、適正に更新をなされておるということから2点といたしました。

続きまして、職員の配置、能力向上の観点からですけど、医師等の適切な配置やカンファレンスの定期開催につきましては、それぞれ適切に実施されていることから2点といたしました。

管理業務の実施の観点につきましては、保険への加入につきましては、適切に実施されていることから2点。マニュアルの作成等につきましては、積極的に見直しを行い、新たに誤飲・誤嚥対応マニュアルを作成するなど、常に改善に努めていることから3点といたしました。

備品の修繕等につきましては、診療に影響が出ないよう、常に管理されており、修繕を適切に行われたことから2点といたしました。

それから緊急時の対応では、医療安全管理指針が作成され、これは順次運用されていることから2点といたしました。

最後に、(3)の管理経費の縮減についてでございますけれども、支出見積もりの妥当性の観点から計画どおりの予算の執行につきまして、おおむね計画どおりに予算が執行されていることから2点といたしました。

以上、履行状況は、合計で34点、平均値は2.2点であり、先ほど申し上げました所見と合わせまして、おおむね仕様、事業計画どおりの実績や成果が認められ、管理運営が良好に行われていることから、先ほど申し上げましたとおり、Aという評価にしております。

ご説明は以上でございます。

**○部会長** ありがとうございます。

それでは、まず、質疑応答から行いたいと思います。

なお、ご意見につきましては、後ほどお聞きをいたしますのでよろしくお願いいたします。

では、ただいまのご説明について、何かご質問がございましたらお願いいたします。

○委員 千葉市休日救急診療所とありますが、今回の大震災ありましたよね。ああいう場合は、ここはどうなるんですか。やっぱり機能しているわけですか、休日に地震があった場合は。

○大木健康企画課長 基本的には、これは平時の、いわゆる昼間の一般の医療機関がやってない休日等において、急に状態が悪くなった方、あるいはけがをされた方の、内科、小児科等、7項目の診療でやっておりますけれども。

○委員 なるほど。通常の場合ですよね、それは。

○大木健康企画課長 次に、実際に震災があって、今回は市内に大きな被害はなかったわけですが、一定の被害があってですね、患者さんが発生するというようなことになると、これは地域防災計画に基づきまして、そういった診療体制を組むことになります。

ちょうど総合保健医療センターというのは、いわゆる医療対策の本部的な機能になる形になっておりまして、したがって休日救急診療所というのではなくて、その施設を使って、震災に伴った患者さんに対する対応等を行うと。こういう位置づけとなっております。

○委員 そっちの体制でやるわけですか。

○大木健康企画課長 そうですね。休日救急診療所、指定管理ではなくて、市の防災対策という観点からの施設の利用になるという位置づけになります。

○委員 その辺の区分けも、これだったらこっちへ行かないといけないという決定は速やかにやれるようになっているわけですか。

○大木健康企画課長 そうですね。いずれにしても、そういう状況になると、診療スタッフを医師会の先生にお願いする形になるわけですが、今度は、市がみずから関係の機関、医師会とかですね、いろんな協力を得ながら対応するという形になります。

○委員 幾つかちょっと確認したいのですけれども。

昨年度もやっていたら事業なのですが、所長への手紙ってありますよね。あと、記録を残して適切に対応したってあるのですが、何件くらいあるのですか。

○大木健康企画課長 所長への手紙というのと、手紙ではないけれどその場でいろんなクレームとかいろいろありまして、その処理と分けておりまして、平成22年度は手紙が1件ですね。それから、いわゆるクレーム処理というか、それが6件ですね。6件の苦情があって、記録を残し対応したということです。

○委員 具体的にどういうことですか。

○大木健康企画課長 手紙はですね、実はこれはお褒めというか、ちょうど年末年始のときに受診されて、非常に多くの患者さんが来ている中で、看護スタッフを初め、非常に熱心というか、対応してもらったということの、お礼の手紙でございます。

クレームは6件なのですけれども、やっぱり一つ大きなのは、患者さんと診療していただく先生方との考え方のギャップというのがあります。

ここは救急診療所ですから、要はその当日あるいは昼間に行けなかった患者さんが、状態が悪くなって受診していただくということを原則にしているのですが、医務の先生はそういう意識で診察に当たるわけなのですが、この中で寄せられた手紙の中では、実は何日も前から具合が悪かったのですが受診をしないで、ちょうどゴールデンウィークの日曜日だったと思うんですが、その時に受診したら先生から、なぜこんな時になって受診をしたのか。もっと早くこんなに悪くなる前に受診するべきじゃないかと。その言葉に対して患者さんが反対に、その態度は何

だということ。それがもとになって診療所の運営のあり方についていろいろと長時間にわたってクレームがあったと、そういうような問題とかですね。

ほかにもありますけれども、基本的にはそういったものが多いです。

**○委員** 平成21年度から22年度に、利用者が大分減っていますよね。これはどのように説明できますか。その前の平成20年度から21年度は確かにすごくふえているのですね。21年度の評価シートを見ると。そこからふえて、またすくとんと落ちている。これはどういう状況ですか。

**○大木健康企画課長** これは、要は平成21年度というのは、ちょうど新型インフルエンザが海外で発生し、ちょうど夏休み明けの9月から年末年始にかけて大変流行いたしました。その患者数が一気にふえまして、その分です。

ですから、20年度から21年度が大幅にふえて、新型インフルエンザ発生がございませんから、例年の患者数に戻ったということで、21年度が例外的な患者数であったというものでございます。

**○部会長** さきほどの説明にもありましたね。ほかにご質問はないですか。

**○委員** マニュアルを新たにつくっているということで、評価が3になっているところがあるのですが、資料の2ページの4番の指定管理者による自己評価の一番下のところで、また誤飲・誤嚥対応マニュアルというのを作成とあるのですけれども、これはどういうことを想定されてつくられたのですか。

**○大木健康企画課長** この休日救急診療所では、主に休日の歯科、救急の歯科診療と、それから木曜日、寝たきり高齢者、障害者の歯科診療を行っているわけですが、口腔内の処置をする際、口腔内に治療用の機材を落とす、あるいは飲み込んでしまうおそれもありますので、それが発生したときの、まず初期対応をどうするかとか、それからその連絡方法をどうするか、経過を見て、万が一それが出なかった場合の処置方法とか、あらかじめマニュアルにして、万が一起きた場合に適切な対応ができるように整備したものです。

**○委員** よくわかりました。

それで、この4の自己評価の誤飲、誤嚥の最初に、歯科部門とか入れていただけたら。ほかの科と違うので。それで、ほかの科でもそれがあるのかなと思って。

**○大木健康企画課長** そうですね。これはあくまでも歯科診療の中でのマニュアルです。

**○委員** わかりました。それとですね、診療所長への手紙の件なのですから、従前ですね、この休日救急診療所の立地の件で、例えば、利用者の区割りというか、居住地別で若葉区、緑区が少なくとか、そういうふうなことで何かお耳に入っているようなことはございませんか。

**○大木健康企画課長** 直接、この運営そのものについてのいろいろな苦情は、当然、運営側である休日救急診療所にあると思うのですけれども、いわゆる市の救急医療体制全般にかかわる問題は、指定管理者というよりは、千葉市に対してですね。これは確かに市議会とかで、千葉市の救急医療体制全般に対する意見というのはございます。

休日救急診療所は1か所ですし、それから特に夜救診も海浜病院の中で1か所に対応しているということから、もっと救急のための施設を、例えば緑区にとか、という声は確かにございますし、議会からもそういう要望は来ております。

ただ、実際はですね、医療スタッフの確保、特に医師確保等の問題が極めて難しいというこ

とから、そういうお答えをさせていただいております。

○委員 要するに本庁で。ということですね。

○大木健康企画課長 そうですね。これは体制全体の話ですので、千葉市がそれに対する対応をすべきものと考えております。

○委員 もう一点、事業概要のところでもいいですか。

○大木健康企画課長 はい。

○委員 ページは書いていないのですが、総合保健医療センターの備品等の保守管理業務に関連してのことなのですけれども、ここで外部委託により定期的に点検、整備と書いてあるのですけれども、その対象となるような備品あるいは設備について、リースを利用されていることはあるのですか。

○大木健康企画課長 ございます。休日救急診療所のいわゆる医療機器等につきましては、開設時の平成5年、その時に市がすべて整備をし、その後の運営を事業団に任せているわけですが、当然ながら一定期間たてば更新をします。基本的には市のほうが購入して、随時更新をしてきておりますけれども、確かに昨今、購入するのではなくてリースという方法もございまして、昨年度、歯科で使っている全身麻酔機についてリース方式で対応した例がございます。

○委員 この委託業務ということについても、トータルの金額としては、そういうことで幾らか縮減ができるということも考えられますか。

○大木健康企画課長 そうですね、備品等につきましては、千葉市のほうになりますけれども、リースになるとあらかじめ、そのリースに係る予算化をした上で、事業団に執行してもらいますから、全体的に工夫することによって経費の削減にはつながるものがあると思います。

それから済みません、追加でございまして、備品以外では、当然、いろいろシステム関係は、リースでというのはございます。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 何かご質問は。

○委員 指定管理事業の中に使用料及び手数料の徴収に関する業務、こういうのがございまして、これに関して、何というか、それに対する評価ですかね。そういうところは見受けられないんですが。例えば、徴収の金額がどれぐらいあったとか、何かそういうような評価はあるでしょうか。

○大木健康企画課長 この徴収については、先ほどもお話ししたとおり、窓口の診療に対する診療分を取るわけですが、確かに未収金等は出ております。

それで数字的には、まず、平成23年3月31日時点、平成22年度末ですが、使用料それから手数料の未収金としましては、使用料は157件で、総額で140万8,240円。それから手数料は22件で、2万7,100円。これが未収金となっております。

○委員 それは前の年度から比べて減ったということでもいいですか。

○大木健康企画課長 これは今までの未収金で取れない分が出てきておりますので、今までの分の合計額という形になっていまして。

済みません。今、数字を出します。ちょっと今、お調べしますので、申しわけございませんが、出ましたらその部分をお答えいたします。

○部会長 では後でお願いします。ほかにご質問は。

○委員 おっしゃられたかもしれないのですが、評価シートが去年と、書き方が大分変わっ

ているんですけども、これは、ことしからこういう書き方にするということですか。

○大木健康企画課長 評価シートですか。今回からこういう様式に変わっています。

○委員 それは全庁的にそうするのですか。

○小早川保健福祉総務課長 はい、そうですね。統一されています。

○委員 私から一つ。先ほどの魚住委員の質問に重なると思うのですが、利用者の要望、苦情への対応で、6件クレームがあったと。先ほどの例は、理不尽な申し出であると思うんですが、この6件の中に今後に生かせるようなクレームというのはあったのでしょうか。それとも、先ほどのようなことばかりなののでしょうか。

○大木健康企画課長 生かせる部分というと、やはり、患者さんとそれから診療スタッフの考え方の相違の中での、そういうことがクレームにつながるのもあるのですけれども。反省しなくてはいけない例としてあったのは、特にゴールデンウィークとか年末年始の混雑時、昨年あったケースでは、眼科で受診した後、感染症であったためにそのまま会計に戻すと感染の拡大があるので、待合室のこちらのところで待ってくださいと指示したのですが、スタッフの忙しさのために、普通は会計ですから下に行ってくださいと促すところを見落としてしまって、その方が1時間40分そこで待って、支払わないで帰ったということで、トラブルになったケースがあります。

それは一方的な、いわゆる診療所内の連携的なミスでありましたので、本当にそれは体制として改善しなきゃいけないというのはあるかと思えます。

○委員 要は適切に対応したというのは、そういうのを周知したということですか。

○大木健康企画課長 そういことです。先ほどのクレームなどにつきましては、必ず受けたものについては関係者、医師の問題では医師会にこういうクレームがあったと伝えますし、それからスタッフに対してもそういったクレーム対応をすべて記録に残して、スタッフの中に周知しておりますので、そういうことで再発のないように取り組んでおります。

○委員 もう1件、今に関連することなのですが、評価シートの(2)の一番最後の緊急時の対応というところにちょっとかかわるのですが。例えばですね、暴言はまだしも手を挙げるとか何かされるとか。そういうことは今、お話になかったからないと思うのですが、それに対しての備えもあるのですか。

○大木健康企画課長 実はこれも平成23年度のマニュアルづくりでつくってございまして、救急診療所の運営委員会というのがありまして、事業団以外にも歯科医師会、医師会、薬剤師会、千葉市が入って、運営全体について協議をするのですが、その中で協議をして、正式名称は、院内暴力対応マニュアル、そのままですが、ことしの6月16日の運営委員会にて承認をいただいております。このマニュアルに沿って対応していきます。

○委員 最終的には何かあったときには警察ですか。

○大木健康企画課長 そうですね。初動体制から始まって、その記録を残すこと。対応すること。最終的には警察に通報。すべてを一連のマニュアルに落として対応できるように形にしております。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 ほかにご質問は。もしなければ、選定評価委員会の意見にかかわる協議に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

(発言なし)

○部会長 それではまず、指定管理者の倒産、撤退等のリスクを把握するという観点から、指定管理者の財務状況についてご意見を伺いたいと思います。

まず、事前に事務局から、指定管理者である法人の3年分の決算書類をお配りしておりますが、これらの書類をもとに、まずは山田委員さんから、より専門的な見地からのご意見をお聞きしたいと思いますので、ご説明をよろしく願いいたします。

○委員 千葉県保健医療事業団の決算書を読む限りにおきまして、当該法人の財務状況について倒産等の懸念というものは見受けられません。

あくまで決算報告書を読む限りということでございます。以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

ただいまの山田委員さんからのご意見を踏まえて、ほかの委員の皆様から何かご意見がございましたら、よろしいでしょうか。

それでは委員からのご意見を踏まえまして、千葉県休日救急診療所における指定管理者の財務状況に関しては、私の考えでございますが、指定管理者の事業継続が困難となるようなリスクは特段確認できないというようなまとめにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○部会長 では、そういうふうに決定させていただきたいと思います。よろしく願いします。

○大木健康企画課長 申しわけございません。よろしいでしょうか。

先ほど、未収金の件ですが、累計の使用料157件で、140万8,240円ということをご説明したのですが、平成22年度単年度で出た未収金につきましては32万6,360円でございます。

それ以前と合計したのが、先ほどの数字ということで。済みません、21年度以前については手元にございませぬ。申しわけございませんが、そういう状況でございます。

○部会長 山田委員さん、よろしいでしょうか。

○委員 はい、ありがとうございます。

○部会長 それでは、続きまして、指定管理者による施設の管理運営についてのご意見を伺います。

それでは、運営管理のサービス向上や業務効率化の方策、改善を要する点、また、強化する点などについてご意見をお聞きしたいと思います。

個別に分けて、まずは(1)の関係法令の遵守など、「市民の平等な利用の確保、施設の適正な管理」から、ご意見を伺います。何か委員の方、ご発言ございませんか。

○委員 あえて言いますが、先ほど、評価シートの中の請求なしというところの3行目が切れていると冒頭で言われましたが、そういうことがないようにしていただきたい。これは公表するのですよね。

○小早川保健福祉総務課長 はい、公表いたします。

○委員 なので、やはりこういうふうなもの出てしまうと、信頼を失うことになりかねないので、言うまでもないかと思いますが、よろしく願いします。

○部会長 ほかに、市民の平等な利用確保について。何か、よろしいですか。

○委員 適正な管理なのではないですかね。

○部会長 それでは、(1)「市民の平等な利用の確保、施設の適正な管理」については、適

切に管理をされているというご意見でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**部会長** それでは、そのようにいたします。

次に、(2)「施設の効用の発揮、施設管理能力」についてのご意見を賜りたいと思いますが。

○**委員** 2つあるのですが、一つは診療後のアフターケアのことを高く評価されているのですが、そもそもそれについて伺いたいんですが、そういうことをすることはそんなに珍しいことなのか。今までやっていなかったのが目立ってしまったのか。評価を左右するほどのことなのかを確認させていただきたい。

これまでやれることをしてなかったのか、どうなのかということです。これは非常に珍しいことなのか。もちろんやったほうがいいのですけれども、評価としてどうなのかということです。

○**大木健康企画課長** これは、市の指示に従うのではなくて、休日救急診療所の事業団みずからが発案してやられたものなのですけれども。

これにつきましては、当然これを書くに当たっては、ここに夜救診への紹介と書いているように、調整とかいろいろなものがあって、つくるまでのいろんな関係先との協議とか、今ここまでつくったという経過も含めて、私どもは評価をしたということでございます。

確かにこれは、こういうことが当然という見方をすれば、当然というのもあるのですけれども、ここまで、受診した後の、悪くなった方についても適切に対応できるような対応をしたということは、やはり評価すべきものと考えております。

○**委員** 今、大木課長さんのご説明にちょっと加えさせていただきたいのですけれども。最近、開業医の先生でも、急変するかもしれない患者さんには先生のほうから時間がたったら電話を入れるようにしてしまっていて、その意味合いというのが、不安の解消とか、安心感を得るとかですね、そういうことでされる先生方が、少しふえてきているということも聞いておまして。

この帯には、そういう意味では、もうちょっと強く、不安の解消とか安心の確保というのを文章で入れていただければ明確になるのではないかと思います。

○**部会長** よろしいですか。ほかに。

○**委員** 私から。利用者サービスの向上の患者増加時の対応というところなのですが、多分、普通の診療所と違って、非常にふえたりあるいは減ったりというような波が激しいと思うのですが、診療体制の強化に伴い診療室をふやすなど対応されたということですが、具体的にどんなことをやられたのですか。

○**大木健康企画課長** 具体的には、患者増加時ですので、通常ですと年末年始とゴールデンウィークとか、それから新型インフルエンザのときはちょうど秋口9月の、シルバーウィークが5連休ということもあって、9月以降につきましては、当然、急にはどうしてもできませんので、あらかじめ医師会、歯科医師会などと、増加時についての医師等の増員等を具体的に計画します。

例えば、通常ですと内科、小児科が2名ずつ。2診体制なのですけれども、ここを年末年始などは内科を4診と倍にすると。そういう形でやっています。

もう少し言いますと、診察室以外の処置室を診察室として対応するとか、あと、感染症の隔離のために一つ診察室があるのですが、そこを一般診察室に使うなどして、患者増加時の対応

を図るといのが具体的なところでは。

○委員 医師会とのいろいろな協力で適切に対応できているということですね。

○大木健康企画課長 そうですね。正直に言って患者数が倍くらい違いますので、そういったときの対応できるように。

○委員 先ほど別室で、大道先生もおっしゃっていたのですが、やはりそれだけ対応できていれば、この評価は3でもいいのではないですか。なかなか難しいところですよ。患者さんが倍にも変化するところで対応するというのは。

○委員 先ほどちょっと雑談だったのですけれども、医療スタッフの確保については締結をした時以上に頑張っておられると思うのです。ですから遠慮されなくて、2じゃなくて3でもいいのではないかと思います。

○委員 我々の意見としてはですね。

○大木健康企画課長 そうですね。事業団が中心になって、関係の医師会とか歯科医師会の協力あって初めて成り立つことではすけれども。正直、そういう意味では休日救急診療所の中で一番のポイントはこの辺かなとも思います。患者に弾力的に対応して増員が図れるということは評価すべきことだと思います。

○部会長 それではほかにご意見がなければ、(3)の「管理経費の縮減」にいきたいと思いますが、何かご意見ございませんか。

○委員 保険への加入というところで、これは医療賠償責任保険ですか。

○大木健康企画課長 そうです。はい。

○委員 契約金額は幾らになっているのですか。

○大木健康企画課長 それは補償額のことですか、それとも掛金ですか。

○委員 補償額のほうです。

○大木健康企画課長 補償額ですね。補償額は1億円が限度です。

○部会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○部会長 それでは、千葉市休日救急診療所における指定管理者の施設の管理運営に関して、当部会の意見ですが、意見としては、市による評価どおり、おおむね適切に管理運営が行われていると認められるというような結論にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○部会長 ありがとうございます。そのように決定します。「千葉市休日救急診療所について」は以上とします。

## イ 千葉市斎場について

○部会長 それでは引き続いて、イの「千葉市斎場について」に入ります。

まずは施設の評価にかかわる資料について、事務局より、ご説明をお願いいたします。

○本橋生活衛生課長 生活衛生課の本橋です。どうぞよろしくお願ひします。

千葉市斎場について説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

初めに、1、基本情報でございます。

施設名は、千葉市斎場。指定管理者は富士建設工業株式会社です。

指定期間は、平成22年4月1日から平成27年3月31日となっております。

所管課は、保健福祉局健康部生活衛生課でございます。

次に、2、管理運営の実績についてご説明いたします。

(1)、主な実施事業は6項目をあげてございます。

火葬施設業務、葬儀式場業務、霊きゅう自動車業務、葬儀用祭壇貸出業務、施設維持管理業務、その他施設運営業務でございます。それぞれの業務の実施時期及び事業の概要については表のほうで示したとおりでございます。

次に、2の利用状況につきましては、平成22年度における件数ですが、①の火葬件数は7,446件で、前年度比で104.5%です。

2の式場利用件数については、1,105件で、前年度比で104.3%です。

次に3の霊安室の利用件数ですが、上段が件数で302件。前年度比で106.3%となっております。下段のほうの延べ日数は717日で、前年度比102.7%となっております。

次に、霊きゅう車の利用件数ですが、211件で、前年度比91.7%となっております。

次に、葬儀用祭壇の貸出件数ですが9件で、前年度比で60%でございます。

次に、3の収支状況ですが、①の収入実績から説明いたします。

指定管理委託料の決算額は3億5,887万9,000円で、計画額が3億6,993万6,000円となっており、計画比で97%です。その他として1万4,000円で、これは利息でございます。

次に、2の支出実績ですが、決算額は人件費が1億5,381万8,000円、管理費が2億506万1,000円で、合計3億5,887万9,000円です。

人件費の計画比は99.8%、管理費の計画比は95%、合計の計画比は97%となっております。

次に、3の収支実績ですが、決算額1万4,000円となっております。

次に、4の指定管理者が行った件数の処分ですが、使用許可が9,073件となっております。それ以外はゼロ件でございます。

次に、5の市への不服の申し立てはございません。

次に、6の情報公開の状況につきましては、公開場所は当該施設と市政情報室の2カ所でございます。文書開示の申し出の状況は開示、不開示ともございませんでした。

次に、3の利用者ニーズ、満足度の把握について説明いたします。

(1)の指定管理者が行ったアンケート調査の結果についてご説明いたします。

まず、①のアンケート調査の実施内容ですが、調査方法は火葬棟、式場棟にアンケート用紙を配置するとともに、職員による利用者からの聞き取りを主体とした、外部評価情報ノートを作成し、活用しております。

回答者数はアンケート用紙での回答が46枚、職員の聞き取りによる意見収集が460件となっております。質問事項は職員の対応について、施設について、その他意見等についてを項目としてみました。

次に、②の調査の結果ですが、遺族、会葬者、葬祭業者等からの回答をいただいております。

実施事業としては、施設の利便性向上を求める意見が主に見られました。また、スタッフの対応については、業務の丁寧さや対応のよさに対して評価をいただいているようです。

次に、3のアンケートによって得られた主な意見、苦情とそれへの対応につきましては、待

合室の利用者が多かった場合に備え、予備のテーブルやいすがあるとよいという意見もいただきました。これにつきましては、予備のテーブルやいすを用意して対応いたしました。

また、施設が広く、トイレがわかりづらいとの意見をいただきましたが、表示を多くして、誘導しやすくいたしました。

その他、施設内の空調に関する苦情などについては、その都度個別に対応してきました。

次に、市に寄せられた意見、苦情ですが、収集方法は市のホームページに連絡先を提示しており、市への意見、苦情や問い合わせは、電話、メール、市長への手紙、コールセンター等で行われております。なお、意見、苦情についてはございませんでした。

次に、指定管理者による自己評価についてご説明します。

指定管理者においては、公平なサービスの提供に努め、円滑に管理運営を行いました。また、職員が利用者からより多くの意見、苦情等を収集し、平成21年度導入した外部評価情報ノートにより業務改善に努め、きめ細やかな対応を行いました。

そのほかにも、光熱水費等の維持管理コストの縮減に努め、猛暑の影響があったにもかかわらず、一定の成果を得ております。また、有害な副葬品の含有についても、監視を強化し、個別指導を行いました。また、研修等を通じて職員の資質の向上にも努めております。

3ページのほう、よろしくお願ひします。

市による評価について説明いたします。評価は、おおむね仕様、事業計画どおりの実績、成果が得られたことが認められ、管理運営が良好に行われていたとしてAといたしました。

評価の所見については、外部評価ノートで収集した意見、苦情等を速やかに市に報告するとともに、業務改善を行い、きめ細やかに速やかな対応ができていること。

また、維持管理コストの縮減や環境保護に努めていること、また、職員の研修を通じて有資格者の増加や業務のさらなる改善を行い、斎場職員として資質の向上に努めることなどをしてきました。

また、収支状況において説明しましたが、人件費、管理費を合わせた計画額に際しての決算額は3%の減となっており、維持管理コストの縮減や環境保護に努めたことなどにより、おおむね良好な管理状態であったことで評価したことです。

履行状況の確認についてですが、(1)の市民の平等な利用の確保、施設の適正な管理においては、モニタリング等の実施で、利用者の要望、苦情への対応については、仕様、提案を上回る実績、成果があったと考えております。

また、(2)の施設の効用の発揮、施設管理能力においては、職員の配置、能力向上、専門資格、斎場業務経験者の配置については、仕様、提案を上回る実績、成果がありましたので、履行状況は3点といたしました。

その他の項目については、仕様や提案どおりの実績、成果があったとして、2点といたしました。

その結果、合計点は38点で、平均が2.1点となりました。

説明は以上です。終わります。

**○部会長** どうもありがとうございます。

それでは、まず、質疑応答から行いたいと思います。

なお、ご意見は後ほどお聞きいたしますので、よろしくお願ひいたします。

ご質問がございましたら。

○委員 私から。多少出てきたと思うのですが、3の利用者ニーズ、満足度等の把握の場所で、アンケート調査をやられて、利便性向上を求める意見が見受けられたというのがあったという話なのですか。

○本橋生活衛生課長 そうです。

○委員 先ほどのお話にもつながるのですが、特に市のほうで重視しなければいけないような、利便性の向上を求めるような意見は見受けられませんでしたか。

○本橋生活衛生課長 そうですね。もともと斎場そのものがそういうことがあってはいけない前提でありますので、やはり苦情とか使い勝手が悪いとか、そのような意見があるようでは斎場としては成り立たないので。アンケートの結果を見ても、比較的、何と言いますか、お褒めの言葉をいただいたという、そういう傾向が強いです。

○委員 もう一つ、それに関係して、外部評価情報ノートっていうのを前年度からやっていたらっしゃるようですが、具体的にどういうものなのですか。

○本橋生活衛生課長 これは、職員がちょっとしたことで業者などから聞かれたり、求められたことを、アンケートという形で書いてもらうのではなくて、逆に職員のほうが、そういうことを聞き取ってデータ化して保存しているというような形になります。

○委員 それはコンピューター上でやっているのですか。ノートを一冊つくって、みんなで書き込んでいるのですか。

○本橋生活衛生課長 やはり最初はノートに書きとめて、最終的にコンピューターに落とし込んでデータ化してという形です。

○委員 みんなで見られるようにしているのですか。

○本橋生活衛生課長 はい。

○部会長 ほかにご質問は。

○委員 4の自己評価のところなのですが、コストの縮減に努め、猛暑の影響があったにもかかわらず一定の成果を得たとありますね。これ、具体的にどういうことですか。これだけ減らしたということか、あるいは上昇を抑えたということ。

○本橋生活衛生課長 まず、委託で業務をやっているわけですが、その中でかなりの分が、金額の約20%くらいは電気料とかガスだとか水道費なのですね。やはりその部分の費用をかなり抑えました。利用者数がふえたにもかかわらず、その辺の上昇を抑えまして、かなり効率的にやっていただいたということです。

○委員 例えば、さっき見せてもらいましたけど。冷房が入っているわけですがけれども。冷房をちょっと上げたとか、そういうのも入るわけですか。

○本橋生活衛生課長 それもあります。小まめに調整したり、扇風機を使ったりとかして努力しています。

○委員 施設そのものが厳粛なイメージを持たれているし、それを壊すわけにもいかないものだから、それは必要だと思うのですよね。やたらこの施設は暑いなんて思われたら、評判落としかねないから、それは必要だと思います。わかりました。

○部会長 ほかにご質問は。

○委員 千葉市公の施設事業報告書、資料2-3の4ページなのですが、収骨器の不具合の発生調査についてという記載があるのですがけれども。ここについてお尋ねします。

平成22年度の監視目標として収骨器の不具合発生の調査及び分析と定め、平成22年4月

1日より1年間実施しましたというのですが、お尋ねしましたら、そもそも収骨というのは自分たちでやっているとおっしゃったのです。

次のページの5ページの主な業者別火葬件数及び有害な副葬品とか、その上の平成22年度の収骨器の不具合発生件数、業者のAから、B、C、D、何とか書いてあるのですけれども。この説明をいただけますか。これは委託なのですか。

○生活衛生課職員 収骨器とか、あるいは有害な副葬品というのは、基本的に収骨器は葬祭業者が用意するものであり、副葬品というのはお棺の中に入っているものですので、葬祭業者が納棺しているのですね。それに対して、こういう収骨器の不具合があると、収骨ができなくなってしまうので、斎場業務としてストップしてしまうのです。

○委員 具体的には収骨器というのは。

○生活衛生課職員 骨つぼのことです。

○委員 ああそうですか。

○生活衛生課職員 これの不具合があった場合には収骨をすることができずに、業務はストップしてしまうので、そのご葬家だけではなく、ほかのご葬家にも迷惑がかかってしまうので、こういったものについて、こちらの指定管理業者の責任では全くないのですけれども、こういったことの多い業者に対して、特に注意するようにして、改善を促しているという報告です。

○委員 見せていただいた際お尋ねしたときは、要するに収骨に関しての業務はうちでいたしますというご説明だったのですね。

そうしましたら、収骨器というのは、括弧して骨つぼとか書いていただければもっとわかりやすい。私は、あそこで使っている収骨に使う道具だと思ったのです。だから今、ご質問したのですけれども。

○生活衛生課職員 それには不具合は一切ないです。

○委員 ですから、こちらで自分たちのを使っていますとおっしゃったので。要するに持ってきたものが割れているとか傷んでいるとかそういうことですね。

○生活衛生課職員 はい。

○委員 わかりました。ありがとうございます。それは業者さんによってこれだけあると。

○生活衛生課職員 そうです。

○委員 もう一つ済みません。6ページの次年度に向けての3行目ですけれども、火葬炉設備も7年目を迎えて経年劣化ということが書かれているのですけれど、何か想定されていることとか、実際に重点的に今、目を向けられていることはあるのですか。

○本橋生活衛生課長 あります。火葬炉は炉が傷んでおりますので、やはりそういうところの修繕も必要かと。

○委員 16機のうちの例えば、そういうのが見つかったところで手当をされるわけでしょうけれども。

○本橋生活衛生課長 事前にですね。崩れたり壊れたりしたらもう手をつけられないので、炉は事前に診断しながら修繕を加えていく形になるのです。

○委員 要するに、今の時点では大丈夫ということですね。

○本橋生活衛生課長 はい。

○委員 ありがとうございます。

○委員 全然違うのですけれども、きょう、動線も非常によく把握されていらっしやったので、

機能的なことは説明がすっと出ていらっしゃるのですけれど、課として月にどのくらい確認をしに行っているのですか。

○本橋生活衛生課長 いろいろなことが起きれば行くようにしていますけれども。私もつい2日前に伺っています。

○委員 一週間のうちに何回か行っているような形ですか。

○本橋生活衛生課長 定期的に行くわけではないですけれども、何かあれば、足は運んでいます。

○委員 定期的に月に一度、必ず行くというわけではなくて。

○本橋生活衛生課長 そういうわけではないですが、月に1回か2回は。

○委員 私から。きょう拝見したところ、お食事を出したり、お線香を出したり、ケータリングみたいなものがあったのですが、指定管理事業にはあれは入っていないのですか。

○本橋生活衛生課長 入ってないです。

○委員 あれは別委託ですか。

○本橋生活衛生課長 別委託というか、要するに葬祭業者さんが入っていますので、そういう方たちが手配する形になります。

○委員 個々に。

○本橋生活衛生課長 そうです。あくまでも式場を管理してお貸しする、火葬するという仕事ですので。そこで飲食物を出したりとか、食事を出したりとか、そういうのはやはり別の業者さんがやります。

○委員 葬祭業者さんが出していたりするのは、そういう方がやるのですか。

例えはすごく悪いですけど、食中毒が起こったとか、そういうことについては。それは葬祭業者の責任ですか。

○本橋生活衛生課長 葬祭業者というか、正確に言うと食事を提供した業者さんになります。

○委員 それは個別に。

○本橋生活衛生課長 仕出しで持ってくる場合もあるので。葬祭業者さんが調理したものを提供するというよりは、葬祭業者さんが飲食店に調理を頼んだりして提供したりしています。

○委員 それは個別にもう、そこにもらってやっているのですか。

○本橋生活衛生課長 そうです。

○委員 それに関して。そうしたら、あそこにいた出し入れしていた方は業者の方ですか。

○本橋生活衛生課長 はい。

○委員 売店は何か町内会とか何とかっておっしゃっていたのは。

○本橋生活衛生課長 売店はですね、ビールを出したり、日本酒を売ったりとか、またいろんな袋を売ったりとかですね。要は利用者の利便性を図るためですよね。その業者さんがたまたま地元の町内会の会社だということです。

○委員 それは指定管理者のほうで。

○本橋生活衛生課長 いえ違います。指定管理者とは別です。その場所をお貸ししているだけです。

○委員 それは市がですか。

○本橋生活衛生課長 市がです。

○委員 もう一つ。資料の2-2の千葉市斎場の管理に関する事業計画書の21ページ。

これは、前回の時にもお伺いしたのですけれども。遺体からの感染症予防ということで、葬祭業者さんから何か、火葬に付される方に関しての情報が入るのですか。

○本橋生活衛生課長 一応、入るよう業者さんには要望はしていますが、必ずしもそれが行われている状況はなっていないということです。

○委員 所管が保健衛生にかかわる部門ですので。例えば、通常の感染症ではなくて、何か特に感染性の強い感染症でということに対しての対応はいかがですか。

○山口健康部長 遺体から直接感染するような感染症があるような場合には、そもそもその前の段階で感染症法に基づいて、病院から保健所に届け出がありますので、その時点でどういうものかというのがわかると思います。

葬祭業者からの情報ではなくて、そういった形で対応していくというのが前提であるというふうに思います。

○委員 保健所のほうから。ありがとうございます。

○山口健康部長 いきなりどこかからというわけではなく、その前に恐らくは生きている間に届け出があるはず。普通、遺体から感染するようなものは何が想定されるかということ、エボラ出血熱だとか、外から入ってきたような特殊な感染症が想定されます。

○委員 そこまでは、あれではないですが。港もありますし。

○山口健康部長 港もありますし。そうするとすぐというよりは、基本的にはある程度、医療を受けて、届け出があって、その対処をしてからということのほうが多いと思いますので。ここで言っているのは一般的な前提に立ってきちんと処理をしていくということです。

○委員 先ほども申し上げましたけれども、働いている方々の安心とか不安の解消ということではそういうことが、検視をいろいろなさっているということですよ。常々、行われているというふうに考えてよろしいということですね。ありがとうございます。

○部会長 ほかにご質問は。

○委員 参考までに。有害な副葬品というのは、どんなものが多いのですか。

○本橋生活衛生課長 色々なものを入れてしまうのですけれども。有害品というほどではないのですけれども、できるだけ業者さんとしては、火葬場としては、きれいに焼いてあげたいという気持ちがあるので、やはり有害というのは我々から言えば、骨を痛めてしまう、汚してしまうような副葬品ということですね。貴金属だとかガラスなんかだとか。注意している状況ですね。

○委員 どの段階でチェックするわけですか。

○本橋生活衛生課長 それは、事前にご説明したりとか、そういう形ですね。

○委員 遺体が運ばれてきて引き取った時に。その後は。

○本橋生活衛生課長 事前に、とにかく葬祭業者さんにそういう話をしてですね、最初の段階から入らないように注意を促しています。

○委員 それはそうだと思いますが、問題はその葬祭業者の考えと、おっしゃる考えがいろいろ食い違っているとか。あるいは守ってくれているかどうかと。

○本橋生活衛生課長 それはチェックをしています。

○委員 お棺をあけてですか。

○本橋生活衛生課長 お棺をあけてチェックするわけではないのですけれども、やはり焼いた後に状況を見ればある程度わかりますので。そういうことで確認をして、注意を促すような形

でやっております。

○山口健康部長 お棺が運ばれてきた時には、釘で打たれていてあけるわけにはいかないのです。

○生活衛生課職員 斎場に入る時点ではそれをあけることはしないです。ただ、こういうものは有害ですよというのは、あらかじめ葬祭業者のほうに説明しています。それに実際火葬炉に入って焼いている段階で、さっき見ていただいたように、のぞき窓から何が入っているかわかるわけです。また、大体これくらいの時間で燃焼するはずなのに燃焼しない場合には、燃えにくいものが入っていたりします。特に、保冷剤みたいなものがあると、においも発生するのでわかりやすいのです。そういうのが入っていたときには、焼いている状態でわかりますので、業者を呼んで、こういうのを入れてはだめですということを個別に説明しています。

○委員 そのまま焼いちゃうわけですか。

○生活衛生課職員 途中でとめられないですから、焼かざるを得ないのですけれども。その後でこういうのを入れないでくださいという説明をしています。

○本橋生活衛生課長 集計を出して、またその結果によって個別に業者を指導したりしています。

○委員 もう一ついいですか。資料2-3の13ページの一番下なのですが、千葉県斎場周辺環境測定を実施して報告書が10月5日に出されているんですが、要するに法令にさわるような結果はなかったということによろしいですね。

○本橋生活衛生課長 大丈夫です。

○部会長 よろしいでしょうか。

ご質問がなければ、選定評価委員会の意見にかかわる協議に入りたいと思います。

先ほどと同様、まず、指定管理者の財務状況につきまして、山田委員よりご意見をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員 指定管理者である富士建設工業の財務内容についてですが、最初にいただいた資料の中には入っておりませんが、係の方にお願ひして、法人の営業報告書を提出いただきまして、それを読む限りにおきましては、指定管理者の事業の継続性について何か懸念があるというような事項は見受けられませんでした。

それで、一つお願ひが。指定管理者の場合は、営業報告書を毎年度提出していただくということが必要かと思ひます。

それとつけ加えでもう一つは、いただいた資料では平成22年6月の、約1年前のものでありますので、できれば、今のタイミングですと、最新の決算の数字も大体見えてくるでしょうから、最新のものがあればよりいいかなとは思ひます。

一応、平成22年6月の数字に基づいてということでしたら、財務の懸念はございません。

以上でございます。

○部会長 追加で提出いただいた資料は、何という資料ですか。

○委員 営業報告書です。

○部会長 それをやはり最初からつけておくということですか。

○委員 最初からつけていただく必要があるかと思ひます。

○部会長 それでは、今の山田委員さんからのご意見について、ほかの委員の皆様、何かありますか。

(発言なし)

○部会長　なければ、意見ですが、先ほどと同様、指定管理者の事業継続が困難となるようなリスクは特段確認できないということですが。今、ご指摘ありました営業報告書は、財務状況の確認のため、つけていただくとよろしいかと、今後ですね。

リスクのほうは特にないということで。皆さんよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○部会長　それでは、続きまして、指定管理者の施設の管理運営についてのご意見を伺います。

先ほどと同様ですが、まず、「市民の平等な利用の確保、施設の適切な管理」からご意見を伺います。何かご発言はありますでしょうか。

○委員　不許可の事例もないし、ちゃんとやっているようですから、いいと思います。

○部会長　ほかの委員の方は。

○委員　一つ、言葉ですが、(4)なのですが、指定管理者が行った処分という言葉なのですが、これ意味は、(2)の①から⑤までの総計ということですね。

○本橋生活衛生課長　そうです。

○委員　そうですね。そのことを書いていただくほうがわかりやすいと思いますが。処分と言うと、悪いことのような。

○小早川保健福祉総務課長　行政処分ということで、当然、貸し出し等をしていますから。

○委員　わかります。そういったことをもう少しわかりやすいように。

○小早川保健福祉総務課長　一応こういったフォーマットで公表することにはなっています。

○委員　そうなのですか。変えられないのですね。これ、処分を変えてくださいということではなくて、中身の注釈とかは。

○委員　かっこ書きで説明を入れるとか。

○委員　できればお願いしたいのです。

○部会長　それでは、(1)「市民の平等な利用の確保、施設の適切な管理」につきましては、適切に行われているという意見にいたします。

続きまして、(2)の「施設の効用の発揮、施設管理能力」についてご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

○委員　(2)①利用状況ということで、1ページに記載がございしますが、火葬件数が22年度7,446件。これは施設の標準的な能力としては、何件くらいなのでしょう。

○本橋生活衛生課長　1日に36件ほどありまして。大体このペースでいくと20件ちょっとぐらいでして、でも稼働率としては、7割から8割ぐらいの間の稼働率です。

○部会長　点検もありますので、フル稼働というのは。

○委員　そうですね。利用件数は増加傾向にあるみたいですね。こう言うは何ですが、例えば、市民で、亡くなられた方で、ここをご利用されているのは何%くらいいるのですか。

○本橋生活衛生課長　その数字はわからないのですけれども。ただ、少なくとも歳入のほうは少しずつですが増加傾向にありますし。ある程度は間違いなく利用されていると思いますが。

○生活衛生課職員　市民の方の亡くなられた方の中で何%かというのはちょっとわかりません。市民の方が何件、市外の方が何件という利用件数の内訳はわかるのですが。

○高田生活衛生課長補佐　利用料金からいいますと、市民の方は大体6,000円になって

いるのですね。それで、例えば、ほかの市で火葬をお願いすると、6,000円ぐらいでおさまらない金額になる。高い金額をほかの市も設定していますので、そうすると大体こう千葉市内で亡くなった場合、私どもの斎場を利用するという方がほとんどだと思います。

○委員 あと余計なことかも知れませんが、あの付近にも何か所かありましたよね、斎場みたいな看板があるでしょう。何とか会堂とか。ああいうところは火葬するのではなくて式場だけですかね。

○本橋生活衛生課長 そうです。式場です。火葬場というのは千葉市内ではここしかありません。

○委員 ほかにはないわけですね。

○本橋生活衛生課長 あとは佐倉のほうに行かないとないです。さくら斎場。

○委員 ああいう式場でやって、火葬だけという方も結構あるのですか。

○本橋生活衛生課長 いらっしゃいます。ずっと式場から火葬につながっていく場合もありますし、式が終わった後に火葬だけ行くこともあります。

○委員 なるほど。民間の式場と比べると料金としてはどうなのですか。

○本橋生活衛生課長 安いと思います。

○委員 こっちは火葬もセットになっているものね。

○高田生活衛生課長補佐 いわゆる火葬をした場合、千葉市の場合は、市外の方は大体6万円で火葬するのですけれど、ちなみに東京都内の斎場はほとんど民間なのですが、都民の方でもそれぐらいの金額で火葬しているわけですね。それをもってすれば私どもは、市民の火葬料金はすごく低く設定してあるのです。これは大体県内のどこの市町村も同じぐらいの金額で設定してあります。

○部会長 よろしいでしょうか。

それでは、(2)「施設の効用の発揮、施設管理能力」は適切であると認めます。

最後に、(3)の「管理経費の縮減」についてご意見をいただきたいと思います。

○委員 ちょっと話が違つかもしれないのですが、炉が7年とか8年で、だんだん老朽化してきてというような話ありましたよね。来年度以降、維持コストが上がる可能性はあるのですか。

○本橋生活衛生課長 来年度以降というか、少しずつですけど、傷んでくれば修繕とかかかってくることは間違いないです。

○委員 そうですか。寿命としてはどれぐらいなのですか。

○生活衛生課職員 炉そのものはきちんとメンテナンスをすれば、25年から30年はもつのです。炉の中の耐火物というのがあるのですが、この炉はそれを二重に張っているのです。大体6年から7年は、このモデルの炉ですと一層だけの張りかえで済ませているのですが、やはり7年、8年たってくると、二層目、奥のほうまで来るので、そのタイミングで二層を張り直すとなると、コストがその分かかると思います。

あと、有害物質が出ないように、バグフィルターというフィルターを設置しているのですけれども、それも7年か8年で取りかえなければいけないので、そのタイミングで修繕コストはかかります。

○委員 ことしはあれなのですかけれど、来年度以降はそういった関係で、そういう年に入ってくると。

○生活衛生課職員　そうですね、そういう年に入ってきます。

○部会長　ほかにご発言は。

(発言なし)

○部会長　もし、なければ、千葉市斎場における指定管理者による施設の管理運営に関し、当部会の意見としては、市による評価のとおり、おおむね適切に管理運営が行われていると認めるという形にしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○部会長　どうもありがとうございます。それではその旨決定いたします

以上、イの「千葉市斎場について」は以上でございます。

なお、本日、部会として決定いたしました意見の文言の整文等については、私にご一任お願いしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○部会長　どうもありがとうございました。では、その旨、決定いたします。

以上で、議題(2)「年度評価について」を終わります。本日、予定されております議題については、以上で終了となります。

これもちまして、平成23年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会第1回医療施設等部会を閉会いたします。それでは、進行を事務局にお返しします。よろしく申し上げます。

○湯川保健福祉総務課長補佐　委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして、視察、あと、この場においてのご審議と、本当にどうもありがとうございました。

この場をおかりしまして、一点、お願いがございます。

後日、こちらの会議の議事録のほうを作成させていただきますが、発言内容に関しまして、事務局で案を作成次第、ご確認していただく予定であります。その節はぜひ、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、これもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本当にどうもありがとうございました。